

水道用ポリ塩化アルミニウム（由比第1浄水場・由比第2浄水場用）仕様書（単価契約）

- 1 品名 水道用ポリ塩化アルミニウム（由比第1浄水場・由比第2浄水場用）
- 2 予定数量 約 22,000 kg（増減する可能性あり。）
- 3 規格等
- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) JWWA 規格適合品 | |
| (2) ポリ塩化アルミニウム含有量 | 10.0%～11.0% |
| (3) 塩基度濃度 | <u>65%～75%</u> |
| (4) 溶液比重 | 1.19 以上 |
- 4 契約方法 1 kg 当たりの単価契約
- 5 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 6 納入場所 (1) 静岡市清水区由比入山 137-2 由比第1浄水場
(2) 静岡市清水区由比入山 2238-6 由比第2浄水場
- 7 納入日時 平日の午前9時から午後5時までの間で、購入所管課担当者が指示する。
- 8 納入方法等 (1) タンクローリーによる納入とし、発注のあるごとに、その都度購入所管課の指示する場所へ指示する期日までに、指示する方法により、発注のあった数量を納入すること。
(2) 1回当たりの納入量 約 2,000kg
(3) 1回当たりの納入施設数 1～2施設
(1回で複数の施設に納入する場合は、複数施設の合計数量を約 2,000kg とする。)
(4) 納入予定回数 月に1～2回程度
(5) 施設のタンクに納入すること。
- 9 その他
- (1) 見積金額は、1 kg 当たりの単価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。
- (2) 予定数量は、契約期間における購入数量を推定したものであり、購入数量を保証するものではない。
- (3) 支払方法は、月締めとし、翌月に提出される請求書の受領後 30 日以内に支払う。
- (4) 請求金額は、確定した数量に契約単価を乗じて得た額とする。ただし、その金額に 1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
- (5) 契約期間内は、契約単価の見直しを行わない。
- (6) 納入時には、一般市民及びその他の車両の運行の妨げとならないように注意すること。
- (7) 薬品納入時においては、作業基準（購入所管課の指示する作業手順を含む。）を守り、漏洩等による環境汚染の防止に努めること。
- (8) 初回納入時においては、納入する薬品の取扱に係る注意事項、安全性に係る確認結果等を記載した最新の SDS（安全データシート）を提出すること。

(9) 納入する水道用ポリ塩化アルミニウムの品質検査については次のとおりとする。

ア 試験成績表-1 又は認証登録証（初回納入時）

契約業者は契約締結後、購入所管課に対して、納入する水道用ポリ塩化アルミニウムが“水道施設の技術的基準を定める省令”別表第1に掲げる項目について、適合することを証明する試験成績表を提出するものとする（令和7年10月1日以降採取した試料によること）。試験方法については、最新の“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン”（厚生労働省健康局水道課通知。以下「ガイドライン」という。）及び“JWWAZ109”に基づき行うものとし、分析機関名を明記するものとする。

なお、日本水道協会等の認証機関による品質認証を受けた薬品については、ガイドラインに基づく試験成績表を省略することができる。ただし、その際には認証登録証等（有効期限内であるものに限る。）を提出すること。

イ 試験成績表-2（納入毎）

契約業者は納入毎に契約業者標準の試験成績表を提出するものとする。

(10) 計量証明書については納入時に持参し、購入所管課職員の検査を受けること。

(11) 不明な点は、購入所管課担当者と協議すること。

(12) この物品調達に係る契約は、この物品調達に係る令和8年度静岡市各種会計予算が令和8年3月31日までに成立し、同年4月1日以降に双方が契約書に記名押印することによって確定するものである。

10 購入所管課 静岡市上下水道局 水道施設課 担当者：岩崎 溪（清水谷津浄水場）
外線 054-369-1440

見 積 書

金額	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭

(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額)

ただし、

水道用ポリ塩化アルミニウム(由比第1浄水場・由比第2浄水場用)
 (1キログラム当たりの単価)

その他仕様書のとおり

見積心得を承諾の上、見積りいたします。

令和 年 月 日

課税業者 免税業者(該当に○)

所在地(住所)

名 称

代表者職氏名

Ⓜ

(宛先) 静岡市公営企業管理者